

少年法「改正」法成立についての会長声明

去る5月25日、少年法「改正」法が参議院において可決され、成立した。

本会は、少年法「改正」法に関し、従前、政府提出法案に反対する会長声明を発して、多くの問題点を指摘していた。

少年法「改正」法が、「く犯少年である疑いのある者」に対する警察官の調査権限についての条項を削除し、また、少年釈放後最終審判まで国選付添人選任の効力を継続させる旨の修正のうえ成立するに至ったことは、これらの問題点に対する指摘に応えたものといえ、評価できるところである。

しかしながら、同法は、現行法で定められた少年院収容年齢を引き下げ、おおむね12歳以上としており、なお規定上、小学生が少年院に収容される可能性を残すものである。このような低年齢の少年に対しては、少年院という閉鎖的な施設における集団的な処遇よりも、家庭に近い開放施設で福祉的対応により成長をサポートしていくことこそが必要である。同法は、低年齢の少年が、生育過程において社会や家庭の影響を強く受けていることを看過しているものと言わざるを得ない。

また、同法は、触法少年に係る事件について、警察官の少年に対する質問権を含む各種の調査権限を認めている。低年齢の少年は、警察官の誘導に乗りやすく、虚偽の自白をする可能性が非常に高い。14才に満たない低年齢の非行少年については、少年の福祉に配慮し、児童相談所が中心となって調査を行うべきであり、警察官の調査権限を拡充しようとする同法は、問題が大きい。触法少年の調査に不十分な点があるとすれば、本来児童相談所の強化によってこれをはかるべきである。更に、警察官による少年への質問に対する弁護士立会権保障、質問の全過程のビデオ録画化等、少年の権利を擁護する制度が実現されるべきである。

本会は、同法に関する上記の重大な各問題点に配慮した適切な運用がなされるよう要望するとともに、今後も、同法の問題点を解消するよう強く求めていくものである。

2007年(平成19年)6月6日

大阪弁護士会

会長 山田 庸 男